

別紙 1

契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額(自己負担額)と、居室と食事に係る標準自己負担額の合計金額をお支払い頂きます。

(サービスの利用料金は、契約者の要介護度に応じて異なります。)

※ 契約者が、短期入院又は外泊された場合は、介護保険法に定められた料金をお支払い頂きます。

項番	項目	介護度区分	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1	1 日当たりサービス利用料金(加算込)		8,819 円	9,687 円	10,606 円	11,474 円	12,331 円
2	うち介護保険から給付される金額		7,937 円	8,718 円	9,545 円	10,326 円	11,097 円
	〃 (2 割負担となる方)		7,055 円	7,749 円	8,484 円	9,179 円	9,864 円
	〃 (3 割負担となる方)		6,173 円	6,780 円	7,424 円	8,031 円	8,631 円
3	うち自己負担額=1-2		882 円	969 円	1,061 円	1,148 円	1,234 円
	〃 (2 割負担となる方)		1,764 円	1,938 円	2,122 円	2,295 円	2,467 円
	〃 (3 割負担となる方)		2,646 円	2,907 円	3,182 円	3,443 円	3,700 円
		所得段階区分	第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階①	第 3 段階②	第 4 段階
4	食事に係る自己負担日額		300 円	390 円	650 円	1,360 円	1,700 円
5	居住に係る自己負担日額		880 円	880 円	1,370 円	1,370 円	2,066 円
6	自己負担合計額=3+4+5		要介護度別乃至所得段階別の該当欄 3+4+5 の合計額となります。				

【加算】

(1 単位当り 10.45 円)

加算項目	計算区分	単位数	適用条件 (概略)
看護体制加算Ⅰ	1 日につき	4 単位	常勤看護師の基準配置
看護体制加算Ⅱ	1 日につき	8 単位	看護職員を常勤換算で基準配置
夜勤職員配置加算Ⅱ	1 日につき	18 単位	夜勤介護職員を基準配置
サービス提供体制強化加算Ⅱ	1 日につき	18 単位	介護福祉士を 60%以上配置
介護職員等処遇改善加算Ⅰロ	—	—	1 月の総単位数に 17.6%を乗じて算定
個別機能訓練加算Ⅰ	1 日につき	12 単位	機能訓練指導員を基準配置、個別機能訓練画に基づく機能訓練実施
個別機能訓練加算Ⅱ	1 月につき	20 単位	個別機能訓練計画書の情報を活用
自立支援促進加算	1 月につき	280 単位	医師等の傘下による医学的評価と情報の活用
科学的介護推進体制加算Ⅰ	1 月につき	40 単位	利用者ごとの身体状況情報を厚生労働省を通じて活用
生産性向上推進体制加算Ⅱ	1 月につき	10 単位	業務の効率化、ケアの質の確保、職員の負担軽減を図る
外泊時費用(外泊・入院時)	1 日につき(月 6 日限度)	246 単位	該当した方のみ
初期加算(再入居含む)	1 日につき	30 単位	該当した方のみ
療養食加算(医師の指示による)	1 回につき(1 日 3 回限度)	6 単位	該当した方のみ
安全対策体制加算	入所初日	20 単位	入所初日に算定

注) 加算は個別のものがありますので、契約者ごとに違いがあります。別途お問い合わせください。

介護サービス料の計算は、1 単位＝10.45 円で計算するため、金額算定には端数処理が生ずることになり、上記 1 日当たりの金額での計算と請求金額には若干の差異が生じます。

別紙 2

避難訓練及び防災設備	ご入居者参加の下、年 2 回以上の総合訓練(避難訓練)のほか、水戸市主催の水戸市いっせい防災訓練への参加、防災機器類の操作訓練などに取り組んでおります			
	設備名称	数量	設備名称	数量
	熱感知器	262 個	粉末消火器	33 本
	煙感知器	34 個	誘導灯	53 台
	スピーカー	183 個	避難滑り台	2 台
	スプリンクラー・ヘッド	717 個	非常階段	3 か所
	加圧放水装置ポンプ及び電動機	1 組	補助散水栓	5 基
	原動機	1 台		
	カーテン・暖簾＝防災製品使用			
消防計画等	水戸消防署への届出＝H18.9.25(最新・R4.11.30 改定) 防火管理者・高橋 宏行			